

むつ市議会第263回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和7年2月27日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- （1）3番 佐藤 武 議員
- （2）1番 高橋 征志 議員
- （3）6番 櫻田 秀夫 議員
- （4）16番 浅利 竹二郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（２２人）

1 番	高	橋	征	志	2 番	杉	浦	弘	樹
3 番	佐	藤		武	4 番	工	藤	祥	子
5 番	濱	田	栄	子	6 番	櫻	田	秀	夫
7 番	住	吉	年	広	8 番	白	井	二	郎
9 番	富	岡	直	哉	10 番	村	中	浩	明
11 番	野	中	貴	健	12 番	佐	藤	広	政
13 番	東		健	而	14 番	中	村	正	志
15 番	井	田	茂	樹	16 番	浅	利	竹	二 郎
17 番	岡	崎	健	吾	18 番	佐々	木	隆	徳
19 番	佐	賀	英	生	20 番	大	瀧	次	男
21 番	佐々	木		肇	22 番	富	岡	幸	夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	山	本	知	也	副 市 長	吉	田		真
副 市 長	齋	藤	友	彦	教 育 長	阿	部	謙	一
公営企業者 管理	吉	田	和	久	代 監 査 委 員	氏	家		剛
選挙管理 委員長	畑	中	政	勝	農 委 員 会	坂	本	正	一
総 務 部 長	吉	田	由	佳 子	総 務 部 長 シタ行推	藤	島		純
総 務 部 機 監 管 理	畑	山	勝	利	政 策 推 進 長	角	本		力
財 務 部 長	松	谷		勇	市 民 生 活 長	石	橋	秀	治
健 康 福 祉 長 部	斉	藤	洋	一	市 民 生 活 長 健 づ 推 進	畑	中	美	雅
子 ども さい せい み ぶ しょ 長 sk office こ じ ょ 所	菅	原	典	子	産 業 政 策 長	伊	藤	大	治 郎
都 市 整 備 長 部	木	下	尚	一 郎	建 設 技 術 長	小 笠 原	洋		一

倉長 片倉 内川
 選委 舉員 務員
 農委 農委 農委
 事 事 事
 政 政 政
 理 理 理
 教 教 教
 委 委 委
 事 事 事
 施 施 施
 技 技 技
 大 畑 片
 所 所 倉
 總 務 部
 市 室 長
 公 務 長
 總 務 部
 主 任 課
 總 務 課
 主 務 課
 主 務 課

杉 山 郷 史
 野 坂 武 史
 立 花 一 雄
 畑 中 涉
 松 本 邦 博
 立 花 幸 一
 佐々木 大
 川 森 恒 太

計者 理者 管者
 員長 委員 監事
 部長 部長 部長
 道長 道長 道長
 民部 民部 民部
 事 事 事
 協 野 所
 庁 舎 策
 産 理 理
 政 政 政
 副 副 副
 總 務 務
 務 務 務
 課 課 課
 主 主 主
 任 任 任
 主 主 主

中 村 智 郎
 小 田 晃 廣
 福 山 洋 司
 中 村 久
 山 崎 拓 也
 鈴 木 明 人
 菊 池 亘

事務局職員出席者

事 務 局 長
 主 幹
 主 任 主 査

佐 藤 孝 悦
 澁 川 紋 子
 瀬 瀬 朋 也

次 長
 主 幹
 主 任

石 田 隆 司
 畑 中 佳 奈
 浜 端 快

◎開議の宣告

午前 10 時 00 分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

先般 2 月 19 日及び 26 日に市長から、今定例会に提出されております令和 6 年度むつ市水道事業会計補正予算書、令和 6 年度むつ市下水道事業会計補正予算書、令和 7 年度むつ市水道事業会計予算書及び令和 7 年度むつ市下水道事業会計予算書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配信しております。

なお、タブレット端末に登録されている資料は、既に訂正済みでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第 2 号により議事を進めます。

◎日程第 1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第 1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんによりお手元に配信しております一覧の順となっております。

本日は、佐藤武議員、高橋征志議員、櫻田秀夫議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

◎佐藤 武議員

○議長（富岡幸夫） まず、佐藤武議員の登壇を求めます。3 番佐藤武議員。

（3 番 佐藤 武議員登壇）

○3 番（佐藤 武） おはようございます。日本共産党の佐藤武です。一般質問のトップバッターとして何とか務めたいと思っています。

むつ市議会第 263 回定例会一般質問を行います。今日は、2 項目 5 点について質問します。

1 項目めは、除雪についてです。今年の冬は、日本海側を中心に大雪が続き、県内でも除雪中のけがや死亡事故が多発しています。また、交通機関への影響も大きく、日常生活への影響も計り知れないものがあります。幸いむつ市では、今のところ予想もしないような大雪に見舞われることはありませんでしたが、他人事ではないと考えています。

大雪ではなかったとはいえ、除雪については市民生活に大きな影響を与えます。出勤時刻までに除雪が入らなくて何回も出勤できなくなったという相談も寄せられています。アルバイトやパートの場合、欠勤扱いになり、収入が減るということになって生活が困るということでした。

除雪が十分されていないと、緊急車両が入れないと思われる状況が続いたという地域の声も寄せられています。その道路で、住人が雪にハンドルを取られて何度も脱輪したり、デイサービスの送迎車が脱輪した現場にも立ち会いました。また、障がい者を含む高齢者世帯、2 世帯 5 人が住んでいるところの道路に市の除雪が入ってもらえなくて車が出せないということで、業者を頼んでいるという例もあります。

雪国の宿命とはいえ、除雪が十分されるかされないかで、冬の生活が大きく左右されます。住んでいる人数が多いとか、少ないとかではなく、同

じ市民として行政サービスに差が出ないようにしなければならぬと思っています。

そこで、1点目として、除雪作業を行う出動基準について伺います。

2点目として、除雪に関する苦情や要望が寄せられていると思いますが、その内容や件数について伺います。

3点目として、個人の財産に被害を与えていることについても声や相談が寄せられていることから、個人の財産に被害を与えた場合の市の対応について伺います。

2項目め、生活保護について質問します。戦後日本国憲法に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という生存権が明記されました。1946年の旧生活保護法制定時は、家族や親族が扶養できる人は受けられないなど、曖昧な基準で、いわゆる欠格条項がありました。1950年に現在の生活保護法が制定されることによって、無差別平等の原理が規定され、欠格条項がなくなりました。それにもかかわらず、制度上も生活保護に対するイメージにも大きな影響が残っていると言わざるを得ません。

生活保護は、年金、健康保険や失業給付と同じように困ったときに支え合うための国民の権利です。しかし、受給資格のある人の約2割から3割しか受給しておらず、大多数の必要な方に届いていないという現状です。生活保護制度を知る機会、教わる仕組みがないということや、制度を知って自分で調べ、情報を収集して、その上で窓口に行きようやく申請できるという日本の申請主義が大きな問題だと思っています。

国の制度を対価を払っているから利用できると誤解している方が多いのが実情です。失業保険や国民年金は、働いている間に納めたものが返ってくるという誤解があり、労働や納税をしていない人が国から支給を受けるのはけしからんと考えて

しまう人がいますが、それは誤解というものです。

国民年金は、掛けた分が返ってくるわけではないし、失業保険や医療保険は利用する頻度が人によって全く異なります。困っている人が必要なときに利用できるよう、みんなで支え合うための制度なのです。生活保護も同じです。大きな誤解や曲解をしている方が多く見受けられます。また、公然と、あるいは隠然と水際作戦と言われるものが行われて、生活保護対象になる人が窓口で保護を受けられないという実態が全国的に見受けられます。

コロナ禍、非正規雇用の拡大、国民年金の目減り、貧困化の拡大で生活が困難になっている人が増えています。困ったときは申請しましょう。一人で無理なときは、悩んだり諦めずに、周りの人や支援機関に頼って一緒に申請書を作成したり、一緒に同行して手続を行ったりすることもできます。権利は、行使しないと奪われてしまいます。

生活保護制度には、様々な問題点がありますけれども、全体について質問するには時間が足りませんので、今回は2点に絞って質問します。

1点目は、生活にとって必需品とも言えるようになっている自家用車の所有についての基本的な考え方について伺います。

2点目は、国民の十分な医療を受ける権利と健康に生活できる日常を保障するために欠くことのできない医療扶助はどの範囲までカバーしているのか伺います。

以上で壇上からの質問とします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。佐藤武議員からいただいたご質問につきましては、いずれも基準、件数及び制度内容でありますことから、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） 除雪についてのご質問の１点目、除雪作業の基準についてお答えいたします。

除雪の出動基準といたしましては、おおむね降雪量が10センチメートル以上であって、積雪状況、気象情報等により雪が降り続くことが予想される場合や、地吹雪等により交通に支障を及ぼすと判断される場合は出動するものとしております。ただし、交通量の少ない路線におきまして、日中の気温上昇が見込まれる場合など、必要基準以上の降雪量であっても出動を見送るなど、状況に応じたできる限り効率的な除雪に努めております。

次に、ご質問の２点目、除雪に関する苦情や要望についてお答えいたします。直近３か年の状況ですが、今年度は現時点での苦情や要望は359件あり、そのうち主な内容といたしましては、除雪出動の要望が253件、寄せ雪等に関する苦情や要望が34件、物損に関するものが32件となっております。

令和５年度は、417件あり、そのうち除雪出動の要望が272件、寄せ雪等に関する苦情や要望が45件、物損に関するものが55件となっております。

令和４年度は、513件あり、そのうち除雪出動の要望が296件、寄せ雪等に関する苦情や要望が75件、物損に関するものが47件となっております。

次に、ご質問の３点目、個人の財産に被害を与えた場合の対応についてお答えいたします。まず、除排雪業務の作業中に個人の財産に被害を与えた場合は、受注者が賠償する契約となっております。対応の手順でございますが、市民の皆様からの通報または受注者からの報告を受けまして、市が把握した後に、その後の現場確認等の対応を受注者へ指示いたします。その後、受注者の責任によるものと確認された場合は、賠償の方法について受注者と被害者で協議していただくことになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 佐藤武議員の生活保護についてのご質問にお答えいたします。

初めにご質問の１点目、自家用車の所有についてでございますが、生活保護において自動車所有の可否に関する根拠といたしましては、厚生労働省が発する告示、また事務次官をはじめ社会・援護局長や保護課長が発する通知をまとめた生活保護法による保護の実施要領に基づいております。

自動車の所有につきましては、自動車は資産の一つとしてみなされ、保護に優先して、その活用を求められますことから、一定の要件を満たす場合以外には、原則として認められておりませんので、当市におきましてこれらの実施要領の通知等に基づいて運用いたしております。

次に、ご質問の２点目、医療扶助についてでございますが、医療扶助につきましては、病気やけがの治療に必要な費用を扶助するものでありまして、その範囲といたしましては、診察、薬剤、眼鏡等の作成に係る治療材料、手術及びはり、きゅう等に係る施術、在宅における訪問看護、通院に係る移送費などとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） ３番。

○３番（佐藤 武） それでは、１項目めの１点、除雪についての再質問をしたいと思います。

主要幹線道路と生活道路で、先ほども少し触れられましたけれども、基準が違うのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

主要幹線道路と生活道路の出動の基準は分けておりませんが、先ほど申し述べましたとおり、日中の気温上昇が見込まれる場合など、状況によっては幹線道路は出動しても生活道路は出動を見送る場合がございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 次に、市有地、市の所有地は、地目が道路でなくても住宅があれば除雪しているのかどうかをお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。
市が所有する土地でありまして、家屋が連続して建っている場合など、公共性が高いと判断される場合は、地目が道路でなくても除雪を含めた管理を行っているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 市の所有地については分かりましたが、私有地、共有地が生活道路として使用されている場合があると思いますが、これについても除雪はされているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） 私有地の除雪につきましてですけれども、現在も住民の皆様からの要望に基づき、家屋が連続して建っているなど公共性が高く、除雪作業に支障のない道路形態であった場合につきましては、除雪をしている実績がございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 今は除雪が入っていないところで、新規に除雪を要望する場合の手続はどうなっていますか。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） 現地の状況確認が必要となりますので、都市整備部、土木維持課または各分庁舎のほうにご相談いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 苦情や要望については、直近3年間の数と中身が答弁の中にありました。やっぱりかなりの数の声が、要望や苦情が寄せられているのだなというふうに思いました。これについ

ては、全てに対応することはできないと思っているのですが、なるべく市民の生活を確保するためにも、ぜひ応えていただきたいと思います。

再質問なのですが、3点目についての個人の財産に被害を与えた場合についてですが、具体例としてどのようなものがあつたかお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。
個人の財産に被害を与えた主なものといたしましては、家屋の擁壁、また塀、車庫等に損傷を及ぼしたものが挙げられます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 個人の財産に対する様々な被害があつたということなのですけれども、多分ここに出されている被害というのは、直接的な被害だつたと思うのです。それで、直接的な被害というのは、損傷しているので分かりやすいのですけれども、ちょっと難しい言葉で言うと、蓋然性が疑われる場合、そういう場合にはどのような対処をしているのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。
受注者の責任によるかどうか疑わしい事案に関しましては、必要に応じまして市でも現場の確認やヒアリングを行い、丁寧な対応に努めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 重機が通つたり、雪を積み上げるというのはかなりの負荷がかかるわけです。そういうことで、財産に被害があつたと思われる相談も寄せられています。蓋然性も含めて、やはり個人の財産を損ねた場合というのは、丁寧に対応することが必要だと思っています。

また、先ほど住んでいる人が少ない地域の除雪

について触れられました、2点目ですけれども、連続性と公共性ということがありました。これがどこまで認められるのかというのはなかなか分かりにくいところなのですけれども、多くの人が住んでいるから除雪が入る、あるいは人数が少ないから除雪が入らないというのは、やはり同じ市民であることを前提にすれば、市民生活上、差が生まれることがないようにすべきだというふうに思っています。そこら辺、これからぜひ考慮して除雪に携わっていただきたいと思っています。

次に移ります。生活保護についてお伺いします。1点目についてですが、自家用車の所有についてです。就職活動のために所持できる期間はどれくらいになるのですか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

通勤用自動車の所持なのですが、これは就労中の場合にしか原則として認められておりませんけれども、保護開始時に失業や傷病によって就労を中断しており、おおむね6か月以内に就労によって保護の廃止が確実に見込まれる、そしてかつ所持する自動車の処分価値も小さいと判断される場合につきましては、6か月間自動車の処分を保留されることがございます。

なお、この取扱いにつきましては、自動車の所有を一時的に許可するものでありまして、使用が認められるものではありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 就労中ということの答弁でしたけれども、例えば就職活動の期間を延ばさなければならぬという場合も出てくると思いますが、この場合は認めるかどうかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） その方がどこにお住まいなのかということも含めて地理的な要因、そ

ういったものをまろもろ判断いたしますので、休職中でも使ってもいいと判断する場合もありますが、それは個別の対応になろうかと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 個別の対応ということで、ある程度裁量の幅があるというふうに理解しています。高齢者にとって歩行や荷物の問題もあって、買物、あるいは通院など、生活していく上で切実な問題ですけれども、こういう場合も考慮されるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 生活保護制度におきましては、自動車は財産とみなされておりまして、その価値につきましては生活費に使われるべきもので、その維持費が最低限度の生活に影響を及ぼすものと考えられております。そのため、高齢という理由のみで自動車の所有は容認されるということはございません。ただ、通勤あるいは通院等で自動車の所有が認められている場合におきましては買物等で使用すると、これについては、福祉事務所が容認すれば利用を認めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 所有とその使用は分けて考えなければいけないということなのですけれども、所有が認められていれば、用事のついでにどうか、あるいは用を足すところが離れている場合、そういう場合には使用を認められるという場合がある、そういう答弁だったと思います。

生活していく上で、今車というのはやはり必需品だと思っているので、皆さんそう思っていると思うのですけれども、資産価値の問題もあることはあるのですが、特に都市部はそれほど問題になるわけではないのですけれども、地方、特に下北

に住んでいる方たちにとっては、車というのは本当に生活の足ですので、そこら辺は十分考慮していただきたいというふうに思っています。

あと、通学の送迎のために所有が、あるいは使用が必要になる場合も出てくると思うのですけれども、この場合、教育の機会が奪われないように配慮しなければならないと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

原則といたしまして、通学のためのみでの所有というものは認められておりません。自転車やスクールバス、ご親族や知人による協力、あるいは公共交通機関をご利用いただくように指導しておりますけれども、例えば障がいによって親御さんの支援がなければ通学できないなどのやむを得ない事情がある場合には、これもやはり個別の状況に応じて容認する場合もございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（佐藤 武） 生活保護の分野というのは、なかなかはっきりと基準があるわけではなくて、その中でどれだけ地方自治体が裁量できるかというところになってくると思うのです。また、国から基準等を示される部分もあるので、市としてはどこまで裁量できるかというところは難しいところではあると思うのですけれども、やはりその裁量権の部分を少し広げて考えていくということが私は大事だと思っていますので、今後ともその人の実態に合った相談に乗っていただきたいというふうに思います。

次に、時代とともに生活水準というのは全体的に向上していきます。国の基準は都会中心の考え方で、地域性を考慮しているとは言えないのではないかと考えています。最低限度の文化的な生活を送る上でも、地域性を考えた上でも、今後自家

用車の所有を広く認めることが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

自家用車の所有につきましては、現状では一定の要件を満たさなければ保有は認められておりませんが、制度改正等が行われた場合には適正に対応してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（佐藤 武） 車の問題というのは、大きな問題でありながら、なかなか広がらない、所有や使用が認められないという状況がずっと続いてきました。

先日札幌地裁での訴訟について報道がありました。生活保護を利用している人に対する自動車の利用制限について、札幌地裁で1月20日に口頭弁論がありました。重度障がいの息子さんの通院以外での利用を認めず、従わなければ保護を変更、廃止すると指導したことに対する撤回を求める訴訟でした。障がい者の自動車利用をめぐるっては、厚生労働省が昨年12月25日付で保有を認められた自動車の日常生活での利用を認めるという通達が出されました。それを受けて当該市が1月16日、原告の自宅で指導を撤回したということがありました。むつ市でもそういう方向で進んでいるというのは聞いています。

それで、生活保護利用者の自動車保有、利用は、今まで著しく制限されてきました。今も制限されています。処分価値の少ない自動車の保有、利用を制限なく利用できるようにすべきだと考えています。

次に、2項目めに移ります。医療扶助についてです。市外、県外の医療機関は選択できるのかどうかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

原則といたしましては、市内の指定医療機関を受診していただくこととなりますが、緊急性がある場合や、かかりつけの医師が必要と判断した場合、それから紹介状が発行された場合、また専門的な治療が必要な場合等、特別な事情がある場合につきましては市外、あるいは県外の医療機関の受診が容認される場合もございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（佐藤 武） 確認ですが、指定医療機関というのは、むつ総合病院でいいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 市内の医療機関は、ほぼ指定医療機関ですが、ただ医療機関、歯科医院、調剤薬局含めて3か所は指定外のものがございまして、もし必要であればご確認いただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（佐藤 武） 適正な医療を受ける上で医療費、交通費、宿泊費、医師の指示で同行者が必要な場合の費用を認めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

医師の指示によって、やむを得ず遠方の医療機関を受診して日帰りが困難である場合には、福祉事務所におきまして、医療の必要性や通院に要する時間等を厳正に審査した上で、やむを得ないと判断した場合には、通院移送費として交通費及び宿泊費が支給されることとなります。

また、同行者の交通費及び宿泊費につきましては、制度上明確な規定はございませんけれども、被保護者の病状や障がいの程度等を勘案いたしまして、さらには主治医訪問、それから嘱託医協議等を実施するなど、厳正に審査した上で同行者の

交通費、そして宿泊費に係る支給の可否が決定されることとなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（佐藤 武） 昨年相談があった件ですけれども、県外受診を認めてもらいました。大変助かりました。症状が改善し、日常生活が送れるということで、大変ありがたいことだと思っています。

同行者の費用が、実はその件では認められなかったということなので、例えば障がいを持っているとか、高齢で交通機関の使い方に不安がある、移動に不安がある、あるいは途中で不測の事態に対応するなど、様々な理由で同行者が必要になる場合があると思います。ですから、同行者の費用も医師が認める場合は、やはり受診できる条件を整える、あるいは不測の事態に備えるという意味でも大事なことだと思いますので、私は認めるべきだと思います。

健康で文化的な最低限度の生活の中身というのは、10年、20年前と比べて向上しています。市の裁量権もありますから、それを大いに拡大して対応していくべきだと思います。

また、最後のセーフティーネットである生活保護基準が国の各種の基準として使われていることから、生活保護の充実を図ることが国民生活の充実につながるものであるということを強調して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

ここで、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、高橋征志議員の登壇を求めます。1番高橋征志議員。

（1番 高橋征志議員登壇）

○1番（高橋征志） 1番高橋です。3項目について一般質問いたします。

まず項目の1点目、学校運営とPTAについてです。PTAの加入は自由です。それにもかかわらず、PTAが強制加入となってしまう要因の一つとして、そもそもPTAの加入が自由であることの説明がなされていないことが挙げられます。つまりPTAは、入っても入らなくてもよいということを保護者が知らず、全員が加入しなければいけないものと誤解しているおそれがあります。

そこで、令和7年4月に入学する児童・生徒を対象とした入学説明会において、市内全ての学校でPTAの加入は自由であることが書面により周知されたかお伺いいたします。

また、保護者及び児童・生徒の個人情報を保護者の同意を得ることなく学校が外部団体であるPTAに対し提供することは、個人情報保護法違反と考えますが、当市においてそのようなことがあり得るかお伺いいたします。

次に、項目の2点目、自衛官募集事務における市から自衛隊への個人情報の提供についてです。市から自衛隊へ、18歳と22歳になる市民の個人情報を提供していることに対し、申請により、その対象から除外してもらいいわゆる除外申請に関する質問です。このことについて、昨年3月のむつ市議会第259回定例会において市長は、今後提供を望まない市民の方がいた場合は、本人の希望を尊重し、対応してまいりたいと答弁されました。

そこで、まず市から自衛隊への個人情報の提供

について、令和6年度の除外申請の件数をお伺いいたします。

また、除外申請ができることを市として広報する考えはないかお伺いいたします。

最後に、項目の3点目、教育予算についてです。学校教育における保護者の様々な私費負担、いわゆる隠れ教育費については、公費予算の不足が大きく関係しており、教育予算の拡充により削減が可能だと考えています。そこで、今回は保護者の私費で学校備品を購入していることに対する考え方について、具体的には学校徴収金マニュアルの解釈について質問いたします。

学校の私費会計の資料を見ると、保護者から徴収した私費で学校備品を購入していることが分かりました。一例を挙げれば、ホワイトボードやCDラジカセ、バレーボールネットなどです。各学校が作成した学校徴収金マニュアルは、公費と私費の負担区分を規定しており、公費負担を原則とするものとして、学級、学年、学校単位で備付けとするもの（備品等）と明記されております。一方で、私費負担を原則とするものの欄には、学校備品の記載はありません。したがって、学校徴収金マニュアルの規定は、学校備品は公費負担が原則と解釈するのが妥当であると考えますが、市としてどのように捉えているのか見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、自衛官募集事務における市から自衛隊への個人情報の提供についてのご質問の1点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、除外申請に関する市の

広報につきましてお答えいたします。関係法令上、名簿の提供に関して本人の同意は必要とされないことから、制度上周知の必要はないものと認識しております。

次に、教育予算についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校運営とPTAについてのご質問の1点目、PTAの加入は自由であることの周知についてお答えいたします。教育委員会では、各学校に対し、PTAが任意加入であることを保護者の皆様方へ周知するよう通知を行っており、各学校においては保護者の皆様方に、その旨の通知が行われております。したがって、本市において強制加入の実態はないものと認識をいたしております。

また、次年度の新入生に対しましても、入学説明会などの機会を活用し、周知が行われております。

次に、ご質問の2点目、学校から第三者への個人情報の提供についてであります。各学校における個人情報の取扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に対応がなされております。したがって、PTAに限らず適切な対応が行われているものと認識いたしております。

教育委員会といたしましては、PTAはよりよい教育を営むための学校の最大の応援団であると考えており、学校運営へご協力をいただいていることに対し、大変ありがたく、また心強く感じております。

また、であるからこそ、PTAに対する学校の対応は適切なものでなければならないと強く考え

ております。

今後もそうした対応が行われるよう、学校を指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育予算についてのご質問、保護者の私費で学校備品を購入していることに対する考え方についてお答えいたします。

まず、学校備品につきましては、原則公費で購入しております。

次に、学校徴収金につきましては、各学校において学校徴収金マニュアルを定め、取り扱われており、教育委員会といたしましては、保護者の過度の負担とならないよう、また適切な管理を行うよう、各学校への指導を行っております。

学校徴収金の一部が物品の購入に充てられ、その物品が学校へ寄贈されていることにつきましては、保護者と学校がよりよい教育環境の実現を求める共通理解の下で行われているものと認識しており、自主性が重んじられる学校運営に保護者が参画し、児童・生徒にとって、より充実した学校環境を実現するための自主的な取組として尊重すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） 自衛官募集事務における市から自衛隊への個人情報の提供についてのご質問の1点目、個人情報の提供に対する除外申請の状況についてお答えいたします。

これまで本市では、市民の方からの除外申請はございません。今後提供を望まないとの申出があった場合には、ご本人の希望を尊重し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） それでは、順番に沿って再質問させていただきます。

まず、P T Aの件についてですけれども、入学説明会などを踏まえて、保護者に対し、加入が自由であることがきちんと説明されているということですし、個人情報についても、P T Aに限らずというご答弁がありましたけれども、個人情報の管理、第三者提供についても適切に行われているということで安心いたしました。

そうはいつても、これまでP T Aと学校は別組織なので指導できないということが全国でも言われてきました。その中で個人情報保護法に関しては、P T Aではなく、渡す側の学校が責任を問われることになります。確認になりますけれども、教育委員会は学校に対し、法令遵守を指導する立場にあると思いますので、個人情報の取扱いについて、今後もし保護者の方が疑問に思うようなことがあれば、教育委員会として相談に乗ってもらえるか、あるいは学校の対応に法的に不備があるような場合に関しては、教育委員会から正しく学校に対して指導していただけるということによろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

教育委員会では、個人情報の取扱いに限らず、保護者から何かご相談があった場合はお話を伺い、学校と連絡を取りながら問題解決に努めております。

また、その際、学校の対応に不備があるような場合は、助言や指導を行っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ありがとうございます。以前の議論において、P T Aへの加入は自由であること、またP T Aに入らないことによって子どもへの不利益がないことを確認いたしました。今回の議論では、P T Aへの加入が自由であることが入学説明会などにおいてきちんと周知されているこ

と、また学校からP T Aへの個人情報の提供は、同意なしにはあり得ないということが、法律ののっとって適切にやられているということが確認できました。

P T A問題の多くは、学校運営の問題だと思っています。強制加入のP T Aが入会届を集めず、学校から名簿をもらおうとすることに対し、個人情報保護法を遵守せず、また渡してしまうのは学校です。法律を無視したり、他人の権利を侵害したり、こどもたちに差別的な取扱いをしたり、そのような振る舞いをするP T Aに対し、行事への参加を認めるのも、学校施設を無償で使用する許可を出すのも学校です。また、P T A会費をまるで使い勝手のいい第2の財布であるかのように、P T Aに対し、寄附の催促をするのも学校です。

ここ数年でP T Aが抱える様々な問題が表面化しており、全国の地方議会でもP T A問題が取り上げられ始めています。報道やSNSなどを通して、こどもたちが目にすることもあるはずですが、学校やP T Aの遵法意識の欠如は、学校教育に対する不信感につながるだけではなく、こどもたちに対する誤ったメッセージにもなりかねません。そのようなことから、P T A問題を通して見えてくる学校の課題は極めて大きいものだと思っております。

むつ市では、適正化が進んでいると認識しておりますが、これからも適正な状態が保たれるよう、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。自衛隊への個人情報に関する除外申請についてです。まず、令和6年度の除外申請の件数がなかったということですけれども、申請がなかったのは、ニーズがなかったからというよりは、市として広報していませんので、市民に周知されていなかったからではないかというふうに感じます。

除外申請に限らず、市役所の手続において、本

来手続できるにもかかわらず、知らなかったために手続ができなかったとすれば、それは市民にとって不利益になるのではないのでしょうか。個人情報の提供を望まない市民の希望を尊重するのであれば、除外申請ができることを広く市民に周知すべきではないかと考えるのですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

いずれにいたしましても、関係法令上、名簿の提供に関しまして、本人の同意というのは必要とされないということでありますので、制度上周知の必要はないものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 本来できるはずの手続をあえて市民に周知しないということは、あくまで自分の経験上ですけれども、ないのではないかなというふうに感じます。市として手続をさせたくないという意味なのではないかとすら思うのですけれども、そんなことはないかと断言できますか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど高橋議員からの壇上での質問でありましたとおり、今後提供を望まない市民の方がいた場合には、ご本人の希望を尊重して対応してまいります。

その反面、先ほど来高橋議員、P T A の質問で、法律を無視したりする学校というような例を挙げておりますけれども、法令上必要がないと、法令上名簿の提供に関して本人の同意が必要ないとされておりますので、市としては法令を遵守させていただいている立場でございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） なので、手続自体はしていただけということで、先ほど来市長も部長もおっしゃっているとおり、制度上のことでは問題ないということになっていきますけれども、一方ででき

る手続を知らないというのは、本当はやりたかったけれどもと言う人も、少なからずゼロではないのではないかなというふうに思っています。よその自治体では、もう既に導入といいますか、実施していますし、徐々に増えているような印象をインターネットなどで調べる限り、報道も増えていますし、増えているのではないかなと、そういう流れになっているのではないかなというふうに思います。

たしか去年も申し上げましたけれども、ホームページに載せるだけであれば、それほどの手間はかからないと思います。決して手続をさせないということではないということであれば、せめてホームページくらいの対応はできるのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、決して手続させないということではなくて、あくまでもご本人の希望を尊重して対応するということでございますけれども、法的には事務手続上は法定受託事務として法律の規定にのっとって事務を進めているということですので、先ほど来申し上げておりますとおり、関係法令上は名簿の提供に関して本人の同意は必要ないとされておりますので、周知の必要はないというふうに認識してございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 他の自治体の事例を挙げますけれども、徐々に除外申請の対応をする自治体が増えていると思います。去年はたしか他の自治体の状況も勘案して今後検討していくということですが、今は、では周知する考えはないとしても、これから先、やはり流れの中でそういう自治体が増えてくると思いますので、そういったところは考慮した上で、また引き続き検討していただけるということよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

他市の状況というのは、我々も注視しております、現在のところ、昨年の状況と比較しますと、市部では状況が変わっていないというようなところでございます。

また、その中では、我々がご本人の希望を尊重して対応すると言っているところも、していない自治体もございます。そういったところも状況は変わっておりませんので、また今後も状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） では、もし状況が変われば、今後検討していただけることもあるというふうに理解しましたので、よろしくお願いします。

これ以上議論しても堂々巡りになってしまうかなと思いますので、最後に手続していただけるということです、実際に除外申請を希望する市民の方がいらっしゃった場合、どのような手続をすればいいのかというところをちょっと今具体的にお聞きしたいです。具体的には、申請書があるのか、担当部署はどこなのか、分庁舎で手続できるのか、添付書類はどのようなものが必要なのか、家族の代理人の申請などが可能なのか、申請期間がいつなのか、また決定通知が最後に出るかどうかというところについて、他の自治体でこのようなことがホームページのほうへ掲載されていますので、むつ市ではどのような対応になるのかお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

法律上、特にルールがないということですので、市といたしましては、ご本人がいらっしゃるか、またはご家族の方がご相談いただいた場合には、

他市の事例も参考にして、口頭でも受け付ける予定であります。具体的なところは、書類であるとか、そういうところは決まてございませんけれども、今申し上げましたとおり、口頭での対応もできるというふうに考えておりますし、その場合、やはりご本人が確かにそういう意思をお持ちなのかというところは確実に確認する必要があるというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ネットでいろいろ調べると、他の自治体では、この除外申請に関する事務処理要綱など、そういった内部規程をつくってやっている自治体もあります。ということは、今のむつ市の状況においては、そういった根拠となる内部規程がないということになりますか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

この事務に関しましては、法定受託事務としてあくまでも法律の規定にのっとって実施しておりますので、それ以外の定めというのはないと思いますし、他の自治体で実施しているものに関しましても、口頭で受けられる自治体があるということは、そういうことでもあるというふうに認識してございます。

一方で、その来たときに確実な手続ということで、そのような事務処理要綱を定めている自治体もあるのだと考えてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 自衛隊への個人情報の提供は、法定受託事務ですけれども、除外申請というのはそもそも法に規定がありませんので、除外申請をするかしないかというところは、法定受託事務ではありませんよね。そうすると、各自治体の裁量で行う事務になると思います。ですので、事務を

執るのであれば、根拠となる法令があるのが一般的であって、それがないということは、その担当者によって恣意的な運用が、つまりその時々によって事務手続が変わってくるだとか、あるときは必要とされなかった添付書類が必要になることとか、そういったことが出てくるのではないかなと思うのです。

口頭でやっている自治体もあるというご答弁でしたけれども、しっかりあったほうが、今後客観性という意味でもクリアになるのではないかなと思うのですけれども、必要ないとお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

あくまでもこの除外申請、申請と言っていますが、除外することに関しましては、ご本人の希望を尊重しているというところでありますので、ご本人が希望しないものを無理やり提供することは、しないという立場でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 手間もさほどかかりませんので、本来であればホームページに載せて周知すればいいですし、きちんと客観的な事務を執るのであれば、事務処理要綱なり内部規程というのは本来必要だと思いますが、そこはちょっと、また今後に向けて検討していただきたいなと思います。

最後になりますけれども、申請は口頭でもいいということですが、市役所のどの部署で受けていただけますか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

本庁舎であれば、政策推進部企画課でお受けいたしますし、分庁舎のほうでは、ご相談があれば、それぞれ企画課のほうで対応したいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） やっぱ根拠がない事務だということは、言って、言ったきりになると。本当に申請して、その後除外する手続を行っていただけるのか。決定通知も来ないわけですから、すごく不安というか、正しくやられたのかどうかというところがすごく不安だなというふうな印象を持ちました。これ今議論しても繰り返しになってしまうので、今後よく検討していただけるようよろしくお願いします。

それでは、最後に教育予算についての質問に移りたいと思います。まず、先ほど教育委員会教育長のご答弁をいただきましたので、学校徴収金マニュアルに学校備品は公費負担が原則だと書いてあることに関しまして、総務部、市としてどのように解釈するか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） 学校徴収金マニュアルにつきましては、各学校で作成しているものでございまして、その解釈及び運用につきましては、各学校及び教育委員会において判断されるべきものであると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） もう一度だけ質問いたしますけれども、もちろん最後は学校なり教育委員会の判断だということになりますけれども、市の法令解釈として質問を改めていたします。

行政文書として公費負担を原則とするものという欄の中に、備品ということが記載されているのであれば、原則論は学校備品は公費負担だというふうに解釈するのが当然かなと思うのですけれども、学校に解釈を委ねるのではなくて、市としての行政文書の解釈をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 現行の実際の教育行政につきましては、首長部局、いわゆる市長部局から相対的に独立した執行機関として教育委員会組織がございまして、合議制の行政委員会が組織されております。そこに地域の教育問題の解決に関わる教育行政上の権限と責任が付されておりますので、市長部局というよりは、教育委員会の行政委員会組織がしっかりと判断するべきものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 先ほど教育長から、原則は公費負担だというご答弁がありました。恐らくここに至るまでに市長部局と法令解釈など、いろいろ詰めた上でのご答弁だったと思いますので、原則は公費負担だということで理解いたします。

原則公費負担ということは、私費での購入は、教育長は自主的な取組だということでおっしゃいましたけれども、あくまで例外です。例外の状態を放置していいとは思いません。例外だったものがずっと長く続いているのであれば、それはもはや例外ではないので。備品の購入につきましては、私費を削減し、その分の公費予算を増額することが本来行政がなすべきことかなと。原則公費負担ですので、きちんと公費として予算を支出するのは当然のことかなと思います。

財務部にお聞きしますけれども、予算の増額を検討するお考えはありませんでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、財務部といたしましては、教育委員会のほうと同様に、学校備品につきましては原則公費で負担するものと認識をさせていただいております。

まず、予算のことについてのご質問もございましたけれども、教育委員会からの予算要求につき

ましては、各学校からの要望に応じまして要求されてきているものとして、予算編成におきまして優先順位を決めた上で、市の予算として計上させていただいております。

また、予算計上されなかった場合につきましては、次年度の予算編成の中で検討していくということになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） そうはいいながらも、実際としては、現実としては私費で備品を買っているというのはあるわけですね。それをやめたら、学校に、手元にお金が少なくなるということが想定されますから、どういう状況になれば財務部として、教育委員会なり学校なりの予算を増額してもらえるのかなと。教育委員会から予算要求があれば、予算を増額することを検討してもらえるのか、改めて考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、まずは教育委員会から、各学校からのご要望に応じまして要求されてきているものと認識しておりますので、まずは学校と教育委員会の中で要望のほうを調整していただいた上で予算要求していただければと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 学校備品に関する予算が増えないけれども、実際に保護者の私費で備品を買っているということであれば、今のご答弁、裏を返せば教育委員会から財務部に対して予算要求していないからこういうふうになるというふう to 思います。教育委員会として、その予算の要求、増額の要求を行わない理由についてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

各文書にも示されておりますように、備品は当然公費であがなうべきものと考えております。しかしながら、その備品とは公教育としての教育活動が重点になされ、こどもたちの成長が保障できる、そうした基準があります。

各学校におかれましては、それぞれ置かれている環境も異なりますし、また毎年度教育活動も決して同じではありません。そうしたときに、通常は使わないけれども、今年度はこどもたちのためにこうしたものが必要になるであろう、そのような形で毎年度保護者の方々と学校が協議をして、そして物品を購入して、寄附採納の形で最終的には学校備品になると承知いたしております。したがって、毎年度私どもが予算立てしているものに関しては、特段過不足なく学校を支援できているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、ご質問とは若干異なることで、2つお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、お礼なのですけれども、以前お話をいただきまして、徴収金で購入したものに関しては寄附採納をちゃんとすべきだと、そのようにご指摘をいただきました。そして、私どももそれを持ち帰りまして、すぐにその旨各学校に周知をして、今は間違いなく行われております。こうしたことに関しては、心から感謝を申し上げます。

寄附採納が行われて正式に学校の備品となれば、P T Aのお金、あるいは学校徴収金、いずれもですけれども、そこから購入したものであっても、その責任は私ども教育委員会が持つことになりますので、そうした備品の補修が必要になったとき、また何らかの事故の原因になったときの補償等に関しても我々が担うことができます。そうした意味で、P T Aないし学校等に迷惑をかける状況が大きく減ぜられることになりましたので、

ご指摘に関しては感謝を申し上げたいと思います。

そして、2点目ですけれども、議員ご自身もおっしゃっておりますけれども、確かにホームページで全国を見ますと、違法な情報提供であるとか、いろいろな学校ないし、あるいは任意団体の活動に関して問題が散見される、そうしたことも我々も承知をして、非常に胸を痛めております。しかしながら、お答えいたしておりますように、違法な個人情報の提供は一切ありません。そして、P T A活動等にしても、適正に営まれ、こどもたちを支えていただいております。そのようにして、我々は学校と、そしてP T Aを含む外部の任意団体と協力をしてこどもたちを育ててまいりたいと考えております。

ご発言の中にありました任意団体なので指導ができない、それはそのとおりですが、私どもは、例えばご質問のP T Aに関して申し上げれば、P T Aを直接指導することは当然妥当ではありません、所管団体ではありませんので。しかしながら、P T A等の関係において学校がなすべき役割、そしてその手続に関しては適正化をしっかりと担保して、学校をきちんと指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 私が今見て、質問の根拠としている資料が令和5年度の決算の資料だということなので、徴収金で購入した備品を寄附採納したということですか、あるいは過不足なく備品購入をしているとかということは、令和6年度の決算資料をまだ見ておりませんので、実態は把握していないのですけれども、そこは、なので、私が見ているのは1年前のやつだけれども、令和6年度に関してはきちんとやられているということによろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 問いに対する答えは、そのとおりです。しかしながら、若干補足をさせていただきたいのですが、先ほども申し上げましたように、各学校において教育活動は毎年度変わるものであります。また、その置かれている状況等に関しても、決して一律一様ではありません。したがって、公的な基準はしっかりと満たしているものの、各学校が保護者との協議の上で、こうした備品が必要、そのような判断で購入することは、これまでもありましたし、これからもそれは自主的な学校を支援する方法として尊ばれるべきものであり、それはこれからも我々としてはあるべきものであると心から感謝をしながら念じております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 保護者の自主性とか学校の自主性というところに関しては、教育長の思いは分かりまして、そこは若干ずれているかもしれませんが、学校備品が原則公費負担だということは、ここにいる皆さん、もはや共通認識だというふうに思います。

なので、原則私費ではなくて公費なので、わざわざ保護者の方からお金を集めて備品を買う必要もないわけです。保護者の方が、そういった自主的に、学校教育をよくするためにお金を払うということであればオーケーだという多分認識だと思うのですけれども、どちらかというと、自主的にやっているというよりは、学校から、このくらいのお金が必要だというふうに来て、それを払っているというのが実情だと思いますので、その保護者の自主性というところを過度に重んじるのはどうなのかなというふうに思います。

先ほど財務部長も予算要求があれば予算措置を検討するというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひそこら辺を教育委員会から学校に対

してきちんと伝えていただきたいなど。

当初予算もちろんそうなのですが、年度途中でも対応できると思います。予備費も予算としてありますし、執行残もそれなりに出ます。決算の不用額は毎年教育費だけで数千万円出ていますし、令和 5 年度の決算では、教育費の不用額は約 1 億 9,600 万円です。それだけあれば、あえて保護者から 1 人頭幾らとかというふうな形で集めて備品を買うのではなく、年度途中でも必要になれば、その都度学校から教育委員会へ、教育委員会から財務部へということで相談してもらえば、既決の予算以外にも対応できるのではないかなというふうに思います。

予算が必要な場合は、私費会計に頼るのではなく、まずは学校から教育委員会に、原則に立ち返って、公費負担であるという原則に立ち返って積極的に予算要求を行うよう、学校に対して周知を図っていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

議員ご指摘の要求等に関しては、常々学校から頂戴しております。また、年間 3 回ほど開かれます市の校長会と私ども教育委員会の合同会議の席上でも、校長会のほうからいろいろな要求を頂戴しております。

幸いにしてお話しできる好事例がありまして、ずっとトイレの洋式化に関しては要求がありました。しかしながら、非常に高額な予算を求めるものでもありましたので、順番に少しずつやっていますという答弁しかできなかったのですけれども、ご承知のように、今全部の学校の洋式化を目指して順次進めている、そういう望ましい状況にあります。これに関しては、全ての学校が今年度と来年度、2 か年においてクーラーが設置される、そうしたこともあります。

毎年度学校から、あるいは保護者からいただいている要求に関しては、このようにして順次対応してまいりたいとこれからも考えております。しかしながら、2度の答弁になって恐縮ではありますけれども、それぞれの学校の教育活動が異なるということもあります。そして、今現在置かれている状況が一律様ではない、これもまた自明です。そうしたことを考えたときには、全部の学校の備品が全て公費、私もそれを望んではおりますが、限られた予算配分で全てのこどもたちの可能性を最大限認めるように、いろいろ工夫をして要求等もしております。

要求に関しては、これからもご指摘のとおり進めてまいりますが、そうした背景もご理解いただければ非常にありがたく存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） トイレの洋式化ですとか、エアコンですとか、保護者の一人として非常にありがたいとは思っております。ただ、私が今回申し上げているのは、そういった学校教育をよりよい環境にしていくという話とは別に、そもそもマニュアルで公費でうたっているのだから、そのとおりやるべきものがやられていないというところが問題だと思っているのです。なので、必要のない私費を取るのをやめたらお金が足りなくなるので、では公費でその分補填するというのが本来の流れ。そもそも私費を取らなければよかっただけの話だと思いますので、そういったところを、ちょっと認識ずれているかもしれませんので、ご理解いただきたいなと思います。

それから、限られた予算ということもありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、決算での不用額が数千万円から億単位で出ていますので、戦後の苦しくて保護者に何とかという時代とはもう違います。もともと教育に使う予算として税金から集めて配分した予算ですので、それを学

校備品に充てるというのは、特に間違っていないと思います。あえて保護者から取らずとも、きちんと対応できるのであれば、それがまず筋かなというふうに私は思っていますので、その辺も引き続きご検討いただきたいと思います。

それで、学校徴収金マニュアルが公費だとうたっているものを、あえて原則から外れて今学校で私費を取っているということで、その学校徴収金マニュアル、そもそも私費と公費をただ分けるわけではなくて、学校の会計処理において、横領などの不正が起きないように抑止するための機能がそもそもあるはずだと思っています。そういったマニュアルにもかかわらず、結局公費と私費のところがうまく機能していなくて、実質形骸化しているということであれば、今は保護者からお金を取るか取らないかみたいな話をしていますけれども、最終的には学校徴収金マニュアルの取扱いを無視して何が起るかということ、結局横領だとか、そういった学校での私費会計の不正というところにつながりかねない問題だと思っています。

そういうことも含めて、私費と公費の区分、あるいは学校徴収金マニュアルを遵守するということを改めて学校に指導といいますか、認識を一つとしていただきたいのですけれども、ご見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘の見解に関しては、私どもと学校で既に共有がなされております。これは、PTAに関しても同様であると理解しております。

そして、先ほどの私の言い方があまりうまく伝えられなくて大変恐縮でした。再度申し上げますが、備品は当然公費です。しかし、その備品とはあらゆる備品を指しているものではありません。公教育として必要なものを公費であがなう、そのようなことも想定されております。

そして、それ以上に子どもたちによりよい、いろいろな体験をさせたい、そのようなときにも備品が必要になる。そうしたときに、各保護者の方々が学校と協議をして、備品を、物品を購入いただいて、そしてそれが最終的には寄附採納の形で学校備品になっている、そのように理解をしておりますし、この現状に関しては、特段の問題はないと考えております。

また、蛇足にはなりますが、その水準がどこかというのは非常に難しいものがあります、全て数字になっているわけでもありませんので。そして、物品等に関して例を挙げると、ではあの学校かなというふうな類推を招いても、それは不都合ですので、別な例示を許していただきたいのですけれども。

例えば文部科学省は、登下校に関する対応は学校の仕事ではないと言っています。しかしながら、当然緊急変災時だけではなく、しっかり登下校できるように、特に小学校の低学年なんかは、そういう対応もしっかりしています。これは、求められている水準を超えて、子どもたちによりよい環境を提供するために学校が意図して行っております。

また、そうしたときには、例えばPTA等の外部団体をお願いをして、そちらからも人を募ってたくさんの人間が関与すれば、子どもたちの登校指導、下校指導にしても、より安全に、より適切に対応することができます。そのように基準を超えて、より望ましいものを目指す、そのような姿勢が保護者の方々、そして学校にあり、今疑念に思っている公費であるはずのものが私費でというふうにしておっしゃれていると思います。

論旨は非常によく分かりますが、先ほど申し上げたように、公教育としての水準を満たす備品、全ての備品ということではないということとはご理解

を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 学校徴収金マニュアルの話に戻りますけれども、徴収金マニュアルには私費負担を原則とするものという欄があって、個人の所有に係るものですか、教育活動の結果として利益が得られるもの、修学旅行ですか、給食費ですか、実験の実習費だとかということを規定しています。なので、それ以外の部分に関しては公費が原則になりますので、自分としては、よりよい教育環境をつくるということ自体がそもそも学校教育の中の一部なのではないかなと思うので、ちょっと確認ですけれども、決して公費で負担するつもりはないということはお考えですよね。公費で決して負担できるわけではないけれども、今は各学校の状況に応じて自主性を重んじてやっているという理解でよろしいですね。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

そのような考えではないと申し上げなければならぬと思います。申し上げておりますように、公教育としての水準を満たす備品に関しては、毎年度適切に予算措置がなされ、そして購入は計画的になされているものと認識をしております。そして、その上で各学校において様々な教育活動を展開して、子どもたちにいろいろな教育活動を施したい。そうしたときに、必要な備品に関しては学校徴収金であがなわれているものと理解をしております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 先ほど来のご答弁を聞いて、ちょっとまだ自分の中で頭が整理できないので、今日は思いを述べるだけにとどめますけれども、学校に対して保護者が自主的に寄附をしたものを寄附採納して学校備品として公有財産としてするのであれば、その流れは分かるかなと思うのです

けれども、今話をしているのは、学校徴収金ですので、学校から幾らという形で指定されて払ったお金で備品を買って、それを寄附を受けたことにして寄附採納して学校備品とするというのは、何か地方財政法に違反する、地方財政法が駄目だとする割当的寄附金になるおそれがあるのではないかなというふうにちょっと感じたのですけれども、今法律的にどうなっているのかがちょっと分からないので、これは後ほどまた調べてご協議させていただきたいと思います。

何か思いがありますか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えを申し上げます。

まさにおっしゃるとおりで、保護者の方々が学校の備品を、そしてそれが恒常化する、そのことに関しては適切ではないというお考えに対しては、法的にも、また論理的にも全く問題のないお考えだと思いますし、我々も全く同様であります。

しかしながら、今のお話で若干確認させていただきたい点は、本来はP T Aが独自にP T A会費等を徴収すべきところではありますが、やはりなかなか時間、経費、そしていろんなもの等のことがありますので、お世話になっている団体なので、学校がその事務を協力している、そのように理解いただければよいと思います。したがって、学校徴収金で学校に持っていくお金ではありますけれども、学校がこれに関しては、これぐらい下さいということではなくて、それはP T Aが、保護者の方々が学校と協議をして、こういうふうにしうね、そういうふうなものを学校が事務手を代わってやっている状況でありますので、そこはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 教育長は、P T A会費だとおっしゃいましたが、私が申し上げているのは、P T A会費ではなくて学校徴収金です。つま

り諸費です。ですので、任意団体のお金ではなくて、あくまで必要があって学校から納めてくれと言われた、一時的な預り金のほうです、諸費のほうです。なので、P T A会費から学校に対して寄附をするのと、また少しお金の性質が違うと思いますので、今日はここで終わりたいと思いますので、今後引き続き議論させていただければと思いますので。

何かありますか。お願いします。

○議長（富岡幸夫） 質問も答弁も論点を定めて、実のあるような議論にさせていただきたいと、このように思います。

教育部長。

○教育部長（福山洋司） すみません、お時間をいただきましてお話しさせていただきます。

まず、実務的な部分で整理してお話しさせていただきますと、学校備品については、当然公費で購入しているということがまず第1です。次に、P T Aの関係で言いますと、P T Aのほうから、例えば学校の備品に当たるようなものをご寄附いただく場合もありまして、それは寄附採納手続というものを行っております。これは、議員からご指摘いただいたこともありますので、徹底するように指導もしております。

今問題になっている学校徴収金や私費、公費の部分ですが、例えばご指摘いただいたホワイトボードとかということもあったかと思うのですが、私も児童・生徒を抱える保護者なので、ちょっと聞いてみたところ、個人で使うような小さいホワイトボードを持っているということなので、そういった、あと学校のほうで学校徴収金の収支決算みたいな報告がある中の文書を見ましても、金額的に、いわゆる大きい足がついたような黒板代わりに使えるようなホワイトボードではないのではないかなと推察して、確認はしていないのであれなのですが、私の実情を踏まえると、個人で使用

するようなものではないかと思っております。

また、ラジカセとかバレーボールというご指摘がありましたが、学校教育の直接的なものではなくて、児童・生徒がそれぞれの活動の中で使うようなもの、例えば昼休み、何か放送したいからとか、何かダンスを踊りたいからとか、何に使われているかまで細かく確認していませんが、児童・生徒が自主的な活動の中で使うものを学校と相談しながら買っているのではないかなと思っております。それについては、きちんと何に使ったかというのは報告されていますし、徴収金もこういう目的で集めるというのは、例えば参観日の後の保護者との相談の会みたいなものであったり、いつでも多分保護者の疑問があれば、学校のほうでお答えすると思っておりますし、その辺りが教育長がお話している学校と保護者の共通理解の下で行われているものと認識しております。

備品という言葉にとらわれると、少しどっちなのだということになるかと思いますが、先ほど言ったように、公費の部分、PTAからいただく部分、そして学校徴収金として集めた部分は、そういった意味で議員が一番ご存じかと思いますが、個人の所有物に係るみたいな根本的な考え方がありまして、それを一人一人が持つよりは、児童・生徒みんなで共有するようなものとして購入されているものと認識をしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） では、一言まとめを述べさせていただきますので終わりにしたいと思います。

何度も繰り返しますが、学校備品の購入は公費負担が原則です。それにもかかわらず、市内のあらゆる学校で、原則から外れた取扱いが長年繰り返されて常態化していたのではないかなと私自身は感じています。学校徴収金マニュアルを遵守することで、学校会計における公費と私費の

負担区分が明確に運用されれば、備品は公費で購入することになりますので、保護者の私費負担が今後大きく減るものだと私自身は思っております。その分、学校現場のお金が少なくなることに関しては、学校から教育委員会、教育委員会から財務部へと正規の流れで予算要求が行われることでカバーされるのではないかと思っております。

学校内での横領の事例は、全国で後を絶ちません。そして、横領されるのは、いつも自由に扱える私費です。保護者からの徴収金額を減らして会計処理をクリアにすることは、教育行政の信頼を損なうことを未然に防ぐものだとも考えます。ですので、学校における私費会計の適正化を改めて強く要望いたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 41 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎櫻田秀夫議員

○議長（富岡幸夫） 次は、櫻田秀夫議員の登壇を求めます。6 番櫻田秀夫議員。

（6 番 櫻田秀夫議員登壇）

○6 番（櫻田秀夫） こんにちは。公明党、公明・自由会派の櫻田秀夫です。むつ市議会第263回定例会に当たり、一般質問させていただきます。市長をはじめ理事者の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

1 項目め、地域公共交通について。高齢化社会の進展に伴い、2040年問題に備えた地域公共交通の対策が急務となっています。特に高齢者の移動手段として重要な役割を果たすデマンド型乗り合いタクシーの運行について、現状と課題を掌握し、今後の改善策を検討する必要があります。

そこで、以下の3点についてお尋ねいたします。

1 点目、現在大畑地区と川内地区におけるデマンド型乗り合いタクシーの利用状況、利用者数についてお伺いいたします。特に利用者数の推移や、その地域ごとの傾向についてお知らせください。

2 点目、利用者の年齢層と利用者の目的についてお伺いいたします。具体的なデータがあれば、お知らせください。

3 点目、運行における現状課題にはどのような点が挙げられるのかお伺いいたします。例えば運行の頻度、運行時間帯、利用者の利便性など、具体的な問題点についてお聞かせください。

2 項目め、むつ市奨学金制度利用状況と今後の課題について。奨学金返還サポートについて。現在若者の学びを支援し、むつ市の発展に寄与するためには、経済的な負担を軽減し、学業に集中できる環境を整えることが重要です。また、卒業後には奨学金の返済が負担となることが懸念され、返還サポート制度の充実が求められています。そこで、むつ市における奨学金制度の現状と返還支援策、さらには若者の定着に向けた取組についてお伺いいたします。

1 点目、むつ市における奨学金制度の現状とこれまでの利用状況についてお伺いいたします。特に奨学金の貸与件数や利用者の傾向、対象者数などについて、詳細なデータがあればお示しく下さい。

2 点目、現在の制度における課題は何か、またその課題を解決するために、今後どのような改善策を講じる予定かお聞かせください。

次に、貸与型奨学金を受けた学生が卒業後、返済に困難を感じる場合、どのような支援策や猶予措置が設けられているのでしょうか。特に返済猶予や減額制度、延長制度などがあれば、それらの具体的な内容についてお聞かせください。

返済に苦しむ学生が実際にどのような支援を受けることができるのか、その実績や運用状況についてもお伺いいたします。

次に、むつ市内で実施しているジモッティー事業を利用した学生の定着状況についてお伺いいたします。市内で就職した学生の割合や学生がむつ市に定住するための支援策について、具体的なデータや事例があれば教えてください。

3 項目め、教育行政について。学校と保護者との連絡ツールの現状と課題についてお伺いいたします。学校と保護者の連絡は、こどもたちの教育において非常に重要な役割を果たしており、その適切なコミュニケーションが教育の質に大きな影響を与えることは広く認識されています。

近年デジタル連絡ツールの発展により、学校と保護者間のコミュニケーションは格段に効率化されてきました。しかし、その一方で、デジタルツールの利用拡大に伴い、新たな課題も浮かび上がっています。これらの課題を解決するための具体的な施策について、4点お伺いいたします。

市内の小中学校の連絡ツールの利用状況について。現在市内の小・中学校では、学校と保護者との連絡手段としてどのようなツールが使用されているのでしょうか。例えばメール、学校連絡アプリ、紙ベースの連絡帳など様々な手段が考えられますが、具体的にどのようなツールが普及もしくは利用しているのかお伺いいたします。

次に、デジタルツールのメリットとデメリットについてお伺いいたします。デジタルツールを使用することには、情報の迅速な共有や保護者との連携強化など多くのメリットがある一方で、デジ

タルディバイド、情報格差や情報過多の問題も懸念されています。そこで、当市小・中学校におけるデジタルツールの利用に関して、どのようなメリットとデメリットがあると考えますか。また、これらの課題に対してどのように対応していくべきか、教育長のお考えをお伺いいたします。

3点目、情報の一貫性と正確性の確保についてお伺いいたします。現在多様な連絡ツールが使用される中で、情報の一貫性と正確性を確保することが重要です。特に情報の整理や優先順位付け、一元化された管理システムの導入が必要とされます。これに関して、具体的な施策や取組があればお示してください。

また、重複した情報や混乱を防ぐためにどのような対策を講じているのかお伺いいたします。

4点目、対面コミュニケーションの重要性についてお伺いいたします。デジタルツールの普及が進む中でも、信頼関係の構築において重要な役割を果たすためにも、対面でのコミュニケーションは最も重要と考えます。そこで、デジタルツールと対面コミュニケーションのバランスをどのように取っているのか、その具体的な方法や取組について、ありましたらお聞かせください。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域公共交通についてのご質問のうち、私からは運行における現状の課題や今後の課題についてお答えいたします。

大畑地区及び川内地区で実施しておりますデマンド型乗り合いタクシーの現状といたしましては、利便性の向上が課題であり、運行ダイヤや停留所の移設等の利用者からのご意見、ご要望につきましては、適宜対応させていただいております。

一方で、両地区ともタクシー事業者が1者のみであり、大畑地区ではタクシー事業者への委託運行、川内地区では今年度から公共ライドシェアとして市が運行し、毎週月曜日のみタクシー事業者への委託運行としているところでありますが、事業者における運転手不足や高齢化により、今後これまでと同様の運行体制を維持していくことが難しくなることも予想されます。これらの課題を踏まえつつ、デマンド型乗り合いタクシーの運行に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、そのほかにいただいたご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 櫻田議員の奨学金についてのご質問、奨学金返還サポートについては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、教育行政についてのご質問、保護者との連絡ツールの現状と課題についてお答えいたします。まず、学校と保護者間の連絡ツールですが、印刷物の配布のほか、デジタルツールとしてメール配信や保護者専用連絡ツール、Googleフォームによる欠席等の連絡など、複数のツールを活用し、連絡を行っております。

デジタルツールのメリットといたしましては、紙の使用料や廃棄物の発生量を減らすことで環境に考慮したコスト削減ができます。また、印刷物作成にかかる時間削減など、教職員の負担軽減にも寄与しております。そのほか保護者が外出先でも情報が確認できる、情報を遅延なく提供できる等が挙げられます。

デメリットといたしましては、個人情報漏えいのリスク、インターネット接続環境が不安定な場合に連絡が遅れることや、コンピューターやスマ

ートフォンの操作に慣れていられない保護者とのデジタル格差等が考えられます。

多様な連絡ツールを活用する中での情報の一貫性と正確性の確保についてであります。現在保護者との連絡は全てのツールにおいて同一内容を提供しておりますことから、一貫性や正確性は確保されております。

一方で、対面のコミュニケーションでは、声のトーンや表情、身振り手振りなど、言葉だけでは伝えられない非言語的な重要な情報が加わり、深い理解と信頼関係を築くことができることから、非常に重要なコミュニケーションの手段であると考えております。

教育委員会といたしましては、デジタルツールの利便性を活用しつつ、対面のコミュニケーションを重視することで保護者の皆様方との信頼関係を維持し、よりよい学校教育を実現してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） 地域公共交通についてのご質問、デマンド型乗り合いタクシー運行に伴う現状と課題についてのうち、大畑地区及び川内地区の利用者数について及び利用者の年齢層や利用目的についてお答えいたします。

まず、大畑地区で実施しておりますデマンド型乗り合いタクシーにつきまして、利用者数は令和3年度は延べ381人、令和4年度は延べ1,201人、令和5年度は延べ1,640人、今年度は1月末時点で延べ894人の方にご利用いただいております。

次に、利用者の年齢層や利用目的について、こちらは調査してはおりませんが、むつ市高齢者無料乗車証「AGEHA」の利用割合が82.9%となっていることから、75歳以上の利用が多く、主な利用目的は、目的地から推定いたしますと、通院やスーパーへの買物のほか、秋には薬研地区への観光となっております。

次に、川内地区で実施しておりますデマンド型乗り合いタクシーにつきまして、こちらは令和5年度からの実施ということになりますが、利用者数は令和5年度は延べ399人、今年度は1月末時点で延べ401人の方にご利用いただいております。

次に、利用者の年齢層や利用目的について、こちらも調査はしてはおりませんが、むつ市高齢者無料乗車証「AGEHA」の利用割合が87%となっていることから、75歳以上の利用が多く、主な利用目的は、目的地から推定いたしますと、通院やスーパーへの買物のほか、JRバスへの乗り継ぎとなります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 櫻田議員の奨学金についてのご質問、奨学金返還サポートについてのうち、教育委員会が所管する部分についてお答えいたします。

むつ市奨学金制度は、高等学校や大学、専門学校へ進学する方への就学支援として、無利息で奨学金を貸与するものであり、過去5年間の年度当初の対応者数は、令和6年度は98名、令和5年度は103名、令和4年度は110名、令和3年度は103名、令和2年度は98名となっております。

また、本年度の返還対象者は248名で、返還予定額は5,189万2,000円となっております。また、そのうち滞納者は63名で、滞納金額の返還分は1,688万2,000円となっております。

課題といたしましては、滞納者への対応や滞納に伴い基金残高が減ることにより将来的な制度運営に支障が生じる可能性があることが挙げられます。

奨学金の返還につきましては、卒業直後の収入が安定しない時期をサポートするため、返還開始時期を卒業から1年経過後と遅めに設定しており、返還期間は貸与期間の2倍の期間としており

ます。

卒業後に返還が困難となった場合の支援や猶予措置についてであります。特別の事情により返還が困難な場合はご相談いただき、届出により相当の期間、その返還を猶予することとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 奨学金についてのご質問、奨学金返還サポートについてのうち、奨学金を利用した学生の当市における定着状況についてお答えいたします。

当市においては、市内の複数の民間企業と銀行が連携し、奨学金の貸与を受けた学生が当該企業に就職した場合、奨学金の返済分を企業が給付するおかげで奨学金制度ジモッティー事業が平成29年度から運用されており、こちらを利用して、市内事業所に就職された方は3名となっております。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきたいと思います。

まず、公共交通についてなのですが、地区ごとの実態というところで、まず1点目、各地区ごとの公共交通の実態調査が行われているのかお伺いします。また、これから行うのであれば、その調査結果をどのように活用していくのかお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

住民アンケート調査等につきましては、デマンド型乗り合いタクシーに係るものとしては実施しておりませんが、令和7年度からの計画期間となります下北地域公共交通計画を策定するために、令和6年9月にむつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の住民の皆様を対象としたアンケート調査を実施しております。

当該アンケート調査の結果についてであります。公共交通の利用実態として、利用したことがあると回答した方は35.3%、利用目的は通院が35.5%、買物が34.2%という結果になっております。

また、移動手段といたしましては、郊外と中心部とのアクセスの向上や商業、医療、教育施設へのアクセス性が多く求められておりまして、利用環境といたしましては、総合的な公共交通マップや時刻表の改善、電子マネーなどの支払い方法の充実が多く求められる結果となっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） それでは、例えば地域の住民のニーズを踏まえた公共交通の改善策、先ほど課題という部分でご答弁いただきましたが、どのような取組を予定されているのか。また、特にデマンド型乗り合いタクシーの利便性向上、新たな交通手段の導入を含め、住民の声を反映させて対策していくのかお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） デマンド型乗り合いタクシーの運行だけではなく、公共交通事業者の運転手不足、また高齢化などにつきましては、当市の公共交通全体において非常に深刻な問題となっておりまして、既にその影響がバス路線の減便や廃止、タクシー運行車両の減少といった形で顕在化してございます。

市といたしましては、交通空白の解消を目指し、運転手確保の支援を継続しつつ、公共ライドシェアや日本版ライドシェア等の新たな交通サービスの検討や自動運転の実証運行等も進め、市民の皆様の利便性向上のための公共交通再編を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。そうですね、様々ないろんな専門家とか、そういう方々との話合いだったりとか、意見を聞きながら進めているかと思うのですが、壇上でもお話しさせていただいたとおり、やっぱり2040年問題というのが、もう今は2025年ですので、あと15年というのはあっという間に来てしまうような状況でございます。もちろん2040年になったからといって、すぐどうのこうのということはないのかもしれませんが、もしそうなったときの対策というのは非常に大事だと思いますので、よろしくお願いします。

公共交通についてですが、先ほどのむつ市の事例も合わせまして、現在県内6市でデマンド型乗り合いタクシーを運行しています。その中で青森市浪岡地区では、2024年4月からウェブサイトを中心に、事前予約によるドア・ツー・ドア形式、これは北海道の事例を参考にして実証しているのですが、A I デマンド交通を実証運行しています。利用者の66.1%がむつ市と一緒に70歳以上の方で、利用目的の大半が病院や買物が最も多いそうなのですが、ほかにも温泉や美容院、公民館等の公共施設の移動ということでした。

また、ちょっとこれ変わっているなと思ったのが、40代、50代がいずれもその中で6.5%で、30代以下の世代が4.8%利用していると。この若い世代がどういう理由で利用しているかというと、お子さんの健診やまちのイベント、例えば障がい者の方の通勤や通所等の移動手段としても活用されているということでした。

2023年の4月から11月までの間に行った実証運行では、これまで運行していた浪岡地区コミュニティバス、乗客数が5,880人に対して、A I デマンド交通の乗客数は、前年比の1.6倍に当たる9,585人と、前年実績を大きく上回る結果となっております。

2024年9月に行った住民へのモニタリング調査では、利用者の92%が満足していると回答、また59.7%の方が外出する機会が増えたと好評を得ている。この成功のポイントとして、運行方式の設定に当たって、市と地域コミュニティ代表者、大学等で組織する浪岡地区公共交通研究会で検討を進めて、青森公立大学地域みらい学科の足達准教授と足達ゼミの学生で調査した先進事例や住民アンケートの分析結果をフォーラムを開いて報告、参加した住民の意見も踏まえて、この制度について決定したということでした。

今後各地域に根差した公共交通となるよう、また持続可能な公共交通となりますよう、改善を進めていただきたいとご要望させていただきます。

次に、若者定着に向けた取組について再質問させていただきます。むつ市における若者の定着支援策について、現在実施している取組や今後の予定があれば教えてください。特に奨学金返還支援や就業支援の強化策、生活支援など、若者が定着しやすい環境づくりに向けた具体的な施策についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 若者の地元定着については、若者の地元就職への関心を高めることや雇用の創出が重要であると認識しております。

当市では、学生の地元企業への就職意識の醸成を図るため、平成30年度より高校生を対象とした企業見学会を実施しており、来年度は対象を市内大学生、短期大学生に拡大し、地元就職率の向上を図るほか、中学生の市内企業での職場体験活動の支援をする予定としております。

一方で、地元企業50社が参画するむつ下北未来創造協議会においても、産学官連携により地元の高等教育機関を核とした地元雇用やUターン就職などの人材定着等に取り組んでおります。

また、市ではさらなる雇用の創出を図るため、

企業誘致活動に取り組んでおり、来年度より一層取組を推進するため、企業への積極的なアプローチを行うフットワークでネットワークをつくる企業誘致推進事業を展開する予定としており、これらの事業を行い、将来的な地元企業への雇用促進を図り、若者の地元定着につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。産学官で連携して、様々なこれからの動きを思索しているということでしたけれども、本当にそういう若い方の、特に学生さんを交えてというのは、すごく重要だと私も同感しております。

例えば県内では、これちょっと質問ではないのですが、先ほどの企業さんの奨学金の給付制度なのですが、県内ではあおもり若者定着奨学金返還制度など進めております。市内にある複数の企業が登録していると伺っております。簡単に説明しますと、これは各登録企業が採用した35歳未満の社員が社内かつ県内で6年間働き続けたとき、学生時に受けた奨学金の返還を県と登録企業が支援する制度となっております。

卒業した学校、4年制大学、短期大学によって支援額が異なるのですが、さらに登録企業は3種類の支援額を選択できる仕組みとなっております。どの支援額のプランを選択しても、総額の2分の1を県で負担、残りの2分の1を企業で負担する制度となっております。支援内容の詳細については、公式サイト「あおもり奨学金サポートサイト」をご確認ください。

この次世代を担う学生に対するひとづくりの投資ということは、これから官民一体となって進めていかなければならないと思います。この企業が負担する2分の1の支援額の半分をむつ市でも協力するべきだと提案させていただきます。それは、

より幅広い業種の企業さんの登録がきっかけとなり、若者が進むべき道、選択肢の幅も広がるのではないかと考えます。市長、ぜひ前向きに検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

むつ市においても若者の定着支援がますます重要となっています。経済的な負担を軽減し、学業に専念できる環境を提供するとともに、卒業後の定着を促進するためにどのような支援が必要なのか、さらにその充実に向けた取組について、引き続き注力が必要と考えます。むつ市の奨学金制度と返還支援策、さらに若者定着に向けた施策の推奨を求めます。

次に、連絡ツールの件なのですが、これは実際、現状としては文部科学省からこの推奨があって、教育委員会としては、各学校にはこういうデジタルツールに関しては、こういう提案があるとか、推奨しているとか、そういう先進事例に対して、何か学校との共通認識でつなげているのかというところがあれば教えていただきたいと思いますのですが。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

G o o g l e フォームを我々のほうとしては各保護者の方に推奨させていただいております。そして、蛇足ではありますが、出欠、そして状況は分かります。そして、複数日にわたるようであれば、学校から別途連絡を差し上げて、テキストだけではなくて、声、あるいは家庭訪問して、面談して状況が見える、そのような取組を各学校さんのほうにさせていただいておりますので、ご安心いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。G o o g l e フォームを使って、出欠の連絡ツールに関しては行っているところもあるかと思います。僕も保護者の一人なのですが、そのように

活用させていただいております。

実際現状としては、何か連絡に関しては、例えばイベント事だったりとか、期限付のものに関しては、まだまだ紙ベースのプリントが多いかと思えます。保護者と、それから教職員の現場で携わる先生方の一番の課題として、デジタルツールを求める理由の一つとしては、やはり持ち帰った生徒さん、お子さんが出し忘れるとか、そういった部分も話を聞いております。

これちょっと、この間、八戸市で導入しているデジタルツールを直接八戸市に行って学ばさせていただいたのですが、現在八戸市の市内の小学校41校、中学校24校、全小・中学校で実施しているということでした。このデジタルツールは、お便りなど資料添付が可能な連絡配信機能、欠席連絡機能、名簿登録などに絞ったシンプルな機能の保護者連絡ツールです。公立の小・中学校と教育委員会からの申込みの場合、機能の全てが無料で提供され、広告も表示されない。学校は、欠席連絡の電話対応や紙のお便りの印刷、配布などの事務業務が不要になります。また、これからの情報を一元化して管理できるということで、教職員の校務負担軽減につながると考えます。

最後なのですが、連絡ツールの導入は、保護者の利便性を向上し、学校と保護者間のコミュニケーションを円滑にするだけでなく、学校にとっては電話連絡のために早出対応がなくなるほか、書類印刷、配布、シュレッダー作業などが省力化されます。多くの時間を要していた連絡業務の負担が軽減されます。これは、先生の働き方改革の実現の一助となります。今まで以上に余裕を持って、児童や生徒と向き合える時間が生まれ、同時に書類が削減されるため、紙資源とごみも減らすこともできるようになるため、SDGsの観点でも未来志向な学校運営の推進を要望いたします。

様々答弁いただきましてありがとうございました。それぞれ実情はあるかと思うのですが、その時代に合わせた保護者、教職員の方の声も拾いながら、これから現場の改善と推進をよろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（富岡幸夫） これで、櫻田秀夫議員の質問を終わります。

ここで、午後1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（富岡幸夫） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。16番浅利竹二郎議員。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） ただいま富岡議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第263回定例会において一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれては、積極かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

さて、アメリカのトランプ政権誕生から約1か月、暴挙、暴風雨とも取れる政権運営に世界は固唾をのんで見守り、マスコミ報道を引用すれば、トランプ現象は世界秩序の危機につながっていくおそれがあると報じています。

日本安保は、アメリカの利益にもかなうことから、安易に解消することはないとは思いますが、独裁者の思惑でどうにでもなる現状を目の当たりにし、先行きの不信感、不透明感を拭い去れませ

ん。日本国民は、少なくとも自らの国は自らが守るという気概を持ち、平和憲法だけが残って国を失う愚は避けなければなりません。

さて、県は2月19日、2025年一般会計総額7,095億円の予算案を公表、県内のエネルギー資源を生かし、脱炭素と経済成長の両立を目指すGX（グリーントランスフォーメーション）青森を世界の拠点にと意気込んでいます。

むつ市はというと、2月6日、新年度当初予算を公表、一般会計では過去最大の409億1,700万円を計上、「むつ市の未来を切り拓く攻めの予算」とうたい上げ、県、むつ市とも青森新時代、むつ市新時代に向かって突き進んでいます。

宮下知事、山本市長とも同時期に選挙戦で勝利し、2年目を迎えました。政治に関することわざとして、就任1年目で土壌を耕し、2年目で政策の種を植え、3年目で育て、4年目に成果を得るという言葉があります。大いに期待しております。

それでは、このたびの一般質問、日頃感じております市民生活全般にわたる喫緊の諸課題、諸問題3項目9点につきお伺いいたします。

質問の1項目めは、2025年問題についてであります。昨年は、物流の2024年問題が社会的に注目を集めました。今年2025年は、日本全体で約667万人もの団塊世代、戦後の昭和22年から昭和24年までの全てが75歳に達し、国民5人に1人が後期高齢者となる超高齢化社会を迎えることが大きな問題となっております。

少子高齢化が進む日本では、そのことにより医療介護の需要急増や社会保障費の増大、さらには介護業界の人材不足など、社会全体に大きな影響を及ぼしています。このことが雇用、医療、福祉分野など、社会の広い領域に深刻な影響を及ぼすと言われ、これらの諸問題を総称して2025年問題とうたわれています。

特に私が心配しておりますのは、介護保険制度

についてであります。2000年に創設された介護保険制度では、今年で25年を迎え、始まった当時にこの業界に入られた方々が退職の年齢を迎え、さらに若い人が少なく、新たに介護業界に入ってくる方も少ないことで人材不足に陥っていると聞き及んでおります。

そのような中で迎えたこの2025年問題、介護需要がピークに達することで、介護保険制度に大きな影響が生じると言われています。このことに対する対策は重要であると考えています。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目、市の団塊世代が総人口に占める割合は幾らか。

2点目、市の要介護認定者の人数及び総人口に占める割合は幾らか。

3点目、急増する介護サービスの需要に対応する市の地域包括ケアシステムの体制の現状は。

以上、3点についてお伺いいたします。

質問の2項目めは、今冬の青森県内における豪雪についてであります。今冬は、全国的に寒波が襲い、各地で大雪の報道が繰り返されています。青森県内10市町村でも、雪害としては13年ぶりとなる災害救助法が適用になりました。幸いにしてむつ下北を含む太平洋沿岸の地域は少雪に経過しているものの、県内では津軽地方の豪雪による人的、建物、農林水産被害等、市民生活への影響が甚大であります。

弘前市では、2月23日の大雪で、1982年からの観測史上最深の160センチメートルを記録したと報じられております。むつ下北にとっても明日は我が身であることから、今冬の青森県内豪雪について、次の3点をお伺いいたします。

1点目、県内における今冬の豪雪の現状と市民生活への影響は。

2点目、今冬の県内の豪雪を教訓として、むつ市内の交通基盤の脆弱性が指摘できるか。

3点目、青森市では豪雪により生活道路の排雪に苦慮しており、また排雪した雪の捨て場の確保も大変で、陸上だけでは足りず、港湾の一角も確保しているようではありますが、排雪のための雪捨て場について、むつ市の除排雪体制はどうなっているか。

以上、3点であります。

質問の3項目めは、熊の生態とその対策についてであります。秋田県に阿仁合という村落があり、マタギの里として知られています。私の生まれた村とは山一つでつながっており、熊と人が同居しているようなところでありましたが、それでもそんなに熊が人里に下りて騒いだ記憶がありません。

近年熊の活動は、冬眠状態にあるべき冬期間も人間の日常生活に出没し、市民生活を脅かす等、全国的には熊による人的被害も多発しております。これを受け、市街地での銃猟を拡大する鳥獣保護管理法が改正になりました。熊が冬期間も出没することは、熊の生態に変化が生じているあかしでもありますので、その原因と対策について、次の3点をお伺いします。

1点目、近年、熊の出没回数が増えている要因は。

2点目、冬眠せずに冬期間を過ごす熊の生態の変化の要因は。

3点目、鳥獣保護管理法に基づく狩猟制度の見直しに至る経緯は。

以上、3項目9点につき壇上からの質問といたします。再質問につきましては、ご答弁をお聞きした上で行わせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、2025年問題についてのご質問につきまし

ては、健康づくり推進監からの答弁とさせていただきます。

次に、今冬の青森県内における豪雪についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、危機管理監からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の3点目、むつ市の除排雪体制についてお答えいたします。排雪先としてむつ地区18か所、川内地区7か所、大畑地区3か所、脇野沢地区1か所を雪捨て場として確保しております。また、豪雪時においては、早掛沼公園等を臨時で雪捨て場として活用する体制を取っており、災害級の大雪時においても除排雪作業が円滑に行われるよう、排雪先の確保に努めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、熊の生態とその対策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監（畑中美雅） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、2025年問題についてのご質問の1点目、市の団塊世代が総人口に占める割合は幾らかについてお答えいたします。令和6年12月末時点で当市の昭和22年から昭和24年に生まれましていわゆる団塊世代の方の人数は2,886人でありまして、市の総人口5万1,606人の5.6%を占めております。

次に、ご質問の2点目、市の要介護認定者の人数及び総人口に占める割合は幾らかについてお答えいたします。こちらも令和6年12月末時点の数値となりますが、当市の要介護認定者の人数は3,748人でありまして、市の総人口5万1,606人の7.3%を占めております。

次に、ご質問の3点目、急増する介護サービスの需要に対応する市の地域包括ケアシステムの体制の現状はについてお答えいたします。地域包括

ケアシステムは、要介護状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組みであり、それぞれのサービスが連携しながら提供されることを目的としております。

具体的には、医療機関やケアマネジャー、サービス事業者や薬剤師等の専門職が集まる地域ケア会議を定期的に開催し、高齢者の生活課題を解決するための支援策の検討を行うほか、顔の見える関係づくりとして多職種連携の強化へとつなげております。

また、医療及び介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、むつ総合病院内にむつ市在宅医療介護連携支援センターを設置し、医療、介護関係者が協議する会議や研修の開催、医療、介護の資源の把握及びその周知のための資源情報サイトの運営などを行っております。

今後も市民の皆様や関係機関との連携を強化しながら、よりきめ細かなサービス提供を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） 今冬の青森県内における豪雪についてのご質問の1点目、県内における今冬の豪雪の状況と市民生活への影響はについてお答えいたします。

青森県が公表している資料によりますと、令和6年12月28日から津軽地方を中心に県内の広い範囲で雪が降り、令和7年1月3日付の各指定観測点における積雪深は青森市で112センチメートル、弘前市で104センチメートル、五所川原市で100センチメートル、野辺地町で69センチメートル、むつ市で16センチメートルとなっております。

青森市と弘前市では、警戒積雪深を上回り、そ

の他の観測点においても平年の積雪深を大きく上回っております。

この大雪による影響で、県内では道路状況の悪化に伴う交通障害が発生し、一部の空路、鉄道では、運休や遅延が生じました。また、雪による倒木を原因とした停電や通信障害が発生した地域もございます。

県内の被害状況といたしましては、2月20日現在で人的被害161名、住家被害103件、非住家被害277件と伺っております。

市におきましては、青い森鉄道管内の雪による影響で、1月4日にJR大湊線の一部列車で運休、または区間運休があったほか、2月20日までに屋根の雪おろしなどによる人的被害として、重傷者1名、軽傷者2名となっております。市では、日によってまとまった降雪がありましたが、市民生活への著しい影響はなかったものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、今冬の県内の豪雪を教訓として、むつ市の交通基盤の脆弱性が指摘できるかについてお答えいたします。今冬の豪雪により、県内では多くの地点で交通障害が発生しております。災害救助法が適用された県内10市町村では、報道によると、道路の除雪を行うも排雪が間に合わず、道幅の減少や、道路脇に積まれた雪により視界不良となる箇所が多発した模様でありました。

これまでの災害事例におきましては、平成24年2月の豪雪により、横浜町の国道279号において約400台の車両が立ち往生となる事案が発生し、野辺地町有戸からむつ市大曲の約39キロメートルの区間が19時間通行止めとなった経緯がございます。

これを契機に県では、冬期交通障害予測システムを開発し、むつ市大曲から野辺地町木明インター入り口までの約45キロメートルの区間の24時間

先までの道路状況について把握することが可能となりました。また、青森県道路情報サイトである青森みち情報では、県内各地点のライブカメラ映像をパソコンやスマートフォンから閲覧することができるようになっております。

市といたしましては、今般の県内の事例に見られますように、道路交通網の確保に課題があると考えられ、下北地方では主要道路が国道279号と国道338号の2本しかなく、交通アクセスが限られるという点において、豪雪を含む自然災害により国道が寸断された場合、市を含め下北地域一帯が孤立化し、救援や避難所への支援物資の輸送に時間を要することが危惧されると認識しております。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 熊の生態と、その対策についてのご質問の1点目、熊の出没条件が増えている要因についてであります。人口減少や担い手不足により森林内で活動する人口が減少し、人への警戒心が薄れたことによる集落周辺への分布域拡大が容易に出没する要因の一つと考えられます。

また、平成9年に100頭以下と言われていた下北半島の生息頭数が、令和6年度に県が行った調査で約345頭と増加していたことも当市における目撃件数増加の要因と考えられます。

ご質問の2点目、冬眠せずに冬期間を過ごす熊の生態の変化の要因についてであります。人里においしい餌がたくさんあることを学習し、人慣れた熊が冬眠せずに農作物や生ごみ、家畜の餌などを食べに来ていることが要因として挙げられます。

次に、ご質問の3点目、鳥獣保護管理法に基づく狩猟制度の見直しに至る経緯についてであります。令和6年4月16日に熊類による被害が相次いで発生したことから、駆除対策を強化する措置

といたしまして、熊類を指定管理鳥獣に指定する省令が改正されておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、再質問に移させていただきます。

質問の1項目め、2025年問題についての再質問でございます。1点目、先ほどむつ市の要介護認定者数について伺いましたが、厚生労働省の発表によると、今後認知症が7.7人に1人になると見込まれています。むつ市では、どのような対策を取っているのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

市では、認知症に対する早期対応と相談体制の充実のため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しておりますほか、認知症初期集中支援チームを設置しておりまして、関係機関との連携を図り、認知症の方や家族の皆様への相談対応などを行っております。

また、認知症に対する理解の促進のため、認知症サポーター養成講座や委託型地域包括支援センターでは認知症カフェを開催するなど、認知症の方や、そのご家族を地域で支える体制整備に努めているところでございます。

また、行方不明になる可能性のある認知症の高齢者を事前に登録するむつ市認知症SOSネットワーク事業を行っておりまして、関係機関や見守り協力事業者と連携いたしまして、早期発見につながる仕組みを構築しているところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 市では、認知症高齢者対策として、地域包括支援センターを中心にいろいろな政策を施していただいているところであります。

けれども、行政ばかりに頼ってはられないという
ような思いもあります。私たちが地域でできる
ことがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

認知症の方が増加すると見込まれる中では、地
域全体で支え合う仕組みをつくることが重要とな
ってまいります。そのため、地域住民の方々や企
業の従業員の方々などが認知症の知識をお持ちに
なって適切な対応ができるようにするために、地
域包括支援センターにおきまして、認知症サポー
ター養成講座を開催しております。令和7年2月
時点で累計6,146名の方に受講していただいてお
ります。

また、今後も広報等を通じまして、認知症に対
する理解の促進に努めてまいりますので、市民の
皆様におかれましては、認知症の方やそのご家族
に対して、さりげない温かい見守り、あるいはお
声かけをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 分かりました。この認知症、
明日は我が身でありますので、今できる限りで温
かい見守りや声かけに努めたいというふうに思っ
ております。

次は、介護人材不足について、今行っている取
組はどういうことがあるのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

介護人材不足ですけれども、少子高齢化が進む
中で、今後介護需要のさらなる増加が見込まれる
ことから、深刻な課題であると認識しております。

人材不足を解消するためには、新たな人材の確
保や職員の処遇改善や職場環境の整備、それから
I C T機器や介護ロボットの活用による業務負担
の軽減など、多方面の取組が必要となります。

当市におきましては、介護事業所がI C T機器
や介護ロボットを導入するための補助金制度の周
知を行うとともに、県の地域医療介護総合確保基
金を活用した導入支援を行っておるところござ
います。

また、介護職員の処遇改善加算の取得促進に向
けて情報提供を行っておりまして、さらには高校
との連携事業を実施して、福祉の仕事への関心を
高めてもらう取組などを行っておるところござ
います。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。介
護現場の人手不足として、現在全国的に外国人を
採用しているところでありますけれども、このこ
とについてどうお考えか、伺います。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

外国人介護労働者の受入に当たっては、文化
の違いや定着率の課題がありまして、受入側の体
制整備や日本語教育の支援などが重要であると思
えております。

現在日本の介護業界では、労働環境や待遇面な
どの理由から、介護職を敬遠する傾向がありまし
て、介護離職の問題も深刻化しております。本来
であれば、国内で必要な人材を確保し、日本人に
よる介護体制を強化することが理想であります
が、外国人介護人材の受入れは、人手不足を補う
ための選択肢の一つであると考えておりますの
で、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございました。
2025年問題の本質は、団塊の世代が全て75歳以上
の後期高齢者となることで引き起こす医療とか介
護等の需要が急増し、認知症、終末期医療等の負
担が拡大することにあります。少子高齢化と人口
減少が進む日本において、極めて重要な課題であ

ることを認識いただきたいと要望しておきます。

次は、質問の２項目め、今冬の青森県内における豪雪についての再質問であります。

１点目、今期の豪雪と地球温暖化の因果関係があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

青森地方気象台によりますと、長い期間のデータなどから比較する必要があるため、今期の豪雪と地球温暖化との因果関係につきましては、現時点においては不明と伺っております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） テレビや新聞報道等で今冬の降雪の状況を見ると、津軽、三八、上北と一くくりになって放送されるのです。むつ下北との降雪量で大きな開きがありますけれども、地勢的及び気象上の相違点は何か、分かったらお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

青森地方気象台によりますと、県内の各地域で降雪量に違いがある理由について、地形や気圧配置による影響があるものと伺っております。例えば冬型の気圧配置になりますと、日本海側を中心に雪が降ります。雪雲は山地にぶつかり、上昇することでさらに発達して降雪量が多くなります。一方、風上側に山地があると、風下側では山地の陰となり雪雲が流れにくくなるため、降雪量が少なくなります。市内でも、脇野沢地区は降雪量が多い傾向にありますが、これは北西側から雪雲が入りやすい地形となっているため、津軽地方と類似した降り方になることがあるものと伺っております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 分かりました。ありがとうございます。

それで、今期に青森市とか津軽のほうに災害支援でむつ市が派遣した人たちがいますけれども、この豪雪支援の実態をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 津軽地方を中心に平年を大きく上回る積雪となっている状況を受けまして、青森県は本年１月４日に豪雪対策本部を設置いたしました。その会議の中で、当地域を含めた比較的雪の少ない地域の建設業者に協力を呼びかけ、降雪量の多い地域の除排雪に取り組むという方針が示されております。

市では、青森市や津軽地方の状況から、早期の派遣が求められると判断いたしまして、青森県が青森県建設業協会に要請を行う前に、直接下北支部との調整に当たっております。この対応もあり、青森県の方針が示された３日後の１月７日に黒石市に排雪用のダンプトラック６台の早期派遣につながったものと認識しております。

むつ市からの派遣の詳細でございますけれども、１月７日から１月11日まで黒石市に６台、１月14日から１月15日まで、青森市に16台の排雪用のダンプトラックが青森県の依頼を受けた青森県建設業協会下北支部が派遣をしております。

そのほかに青森県からは、当市に対しまして、青森県建設業協会下北支部加盟以外の市除排雪委託事業者で派遣可能な車両、人員について調査があり、派遣可能な体制を青森県に回答しておりますが、追加での支援要請はありませんでしたので、ご報告させていただきます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。災害に際して、雪、いろんな取決めがあると思いますが、まず除排雪業者との協定等があればお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

市におきましては、平成29年3月に下北建設業協会と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結しております。本協定におきましては、下北建設業協会に対して豪雪対策のほか、大規模災害時における道路、河川、橋りょう等の公共土木施設に対する応急復旧及び障害物の除去作業への協力や、災害活動拠点または避難所となる公共施設に対する優先的な応急復旧の協力を申し入れることができる旨、取決めがなされているものでございます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 幸いにして今冬は、むつ下北において豪雪被害はなく、なくというか、少なく、今のところ雪害の心配はないようであります。昨今の異常気象からすれば、3月のどか雪、一朝有事の備えは刻々とするべきと要望しておきます。

次に、最後の質問、3項目めの熊の生態とその対策についての再質問でありますけれども、まず熊の駆除対策としてどのような方法があるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

一般的に花火などを活用した追い上げをはじめ、すみかとなる緩衝帯の整備や電気柵の設置、箱わなを用いた有害鳥獣捕獲がございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） そこで、過去数年間に熊の駆除件数及び駆除の方法の種類等が分かっていたらお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 過去5年間におけ

る熊の捕獲実績となりますが、令和元年度が38頭、令和2年度が24頭、令和3年度が35頭、令和4年度が30頭、令和5年度が75頭となっております。

また、捕獲は箱わなを使っており、放獣はせず、全頭銃器による止め刺しを行っております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 今ご答弁いただきましたけれども、令和5年は75頭ということで、断トツに多いのですけれども、この要因というか、何でこんなに多いのかということをお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

令和5年度につきましては、ブナ類の結実状況が大凶作だったことにより、多くの熊がわなの餌に興味を示し、捕獲されたと考えられます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） それで、今後の鳥獣対策について、熊の対策についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

有害鳥獣捕獲の実施や電気柵の増設など、従来の鳥獣被害対策を維持強化するほか、市内猟友会の会員を鳥獣被害対策実施隊員に任命し、緊急事案にも速やかに対応できる体制構築に加え、野生鳥獣の餌となる放任果樹の除去支援も実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 分かりました。

最後に、市長にお伺いいたします。秋田県の佐竹知事が熊の駆除に対する民間からの苦情に対し、そんなに言うのであれば、住所を教えてください。熊を送ってやるよと発言したことに対し、いろいろ物議を醸しておりましたけれども、市長はどう思ったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 佐竹知事の個人の発言に対しましては、私から特段コメントすることはございませんけれども、熊の対応に真摯に向き合っていることから、そのような発言があったものと推察いたします。

また、熊の被害に関しましては、人命に関する被害があつてはならないものと考えておりますので、早期に当市におきましても、速やかに、そして適切に対応してまいります。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

これで、むつ市議会第263回定例会での一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明2月28日は東健而議員、住吉年広議員、佐藤広政議員、岡崎健吾議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時29分 散会